

令和5年（行ウ）第7号 「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作 外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

被告第8準備書面

令和7年6月2日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人

弁護士 中山修



同復代理人

弁護士 今崎光智



同復代理人

弁護士 横澤秀明



原告の準備書面5に対し、必要な範囲で認否反論する。

招待状（甲1号証）には、山口県遺族連盟以外の三団体が記載されているが、これらの団体から招待に応じたことについて合理的理由が明かされていない

[否認ないし争う]

村岡知事は、慰霊大祭に多数の遺族が参列する援護事業の関係者である（一財）山口県遺族連盟からの案内を受け、戦没者及び遺族に対して、弔意、哀悼の意を表する目的をもって、社会的儀礼として出席した（被告第2準備書面5頁）。

招待状に記載された、それ以外の団体の招待に応じたのではない。 以上